

高校生による小学校等プログラミング教室開催等 業務委託契約書（案）

- 1 委託業務の名称 高校生による小学校等プログラミング教室開催等業務
- 2 履行期間 自 令和 年 月 日
至 令和 9年3月31日
- 3 委託金額 ￥ ー
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ ー)

- 4 契約保証金 免除

上記業務の委託について、委託者 大分県知事 佐藤 樹一郎 を甲とし、受託者
を乙とし、次の条項により委託契約を締結
する。

(総則)

第1条 乙は、別添の「高校生による小学校等プログラミング教室開催等」業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき頭書の委託金額（以下「委託金額」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を信義に従って誠実に履行しなければならない

- 2 前項の仕様書に明示されていないものがある場合は、甲乙協議して定めるものとする。
(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務の全部又は一部を、甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し又は継承させてはならない。

(再委託の禁止等)

第3条 乙は、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせ
てはならない。ただし、第三者への委任が業務の一部であり、事前に甲と協議し、書面
により甲の承認を得たときはこの限りでない。

- 2 前項の主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術
的判断等当該業務に係る基本的又は中心的なものに位置づけられる業務をいうものとす
る。

- 3 乙は、業務の一部（主たる部分を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようと
するときは（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、
再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を甲に
提出し、承認を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

- 4 前項の規定は、受託者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときは、適用しない。
- 5 第3項なお書きの規定は、軽微な変更該当するときには、適用しない。
- 6 乙が委託業務の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を乙が負うものとする。
- 7 第1項ただし書きの場合、乙は、自らの責任で再委託先（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の子会社を含む。）に本契約に基づく一切の義務を遵守させることを条件として、甲の機密情報又は個人情報を再委託先に提供し、これを利用させることができるものとする。
- 8 前7項の規定は、甲の承認を得て再々委託（再委託の相手方が更に再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われることをいう。）する場合について準用する。

（委託業務の調査等）

第4条 甲は、必要がある場合には、乙に対して委託業務の処理状況につき、調査し、又は報告を求めることができる。

（成果物の著作権）

第5条 甲は、委託業務により乙が作成した契約の目的物（以下「成果物」という。）の著作権の取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 乙は、成果物に付与される著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に規定する権利を、第13条第2項の規定による引渡しと同時に甲に無償で譲渡するものとする。
- (2) 甲は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、乙の同意無しに仕様書で指定する成果物を改変し、任意に公表できるものとする。
- (3) 乙は、甲の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条の規定を行使することができない。

（業務内容の変更等）

第6条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、委託金額又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

（期間の延長）

第7条 乙は、その責めに帰することができない理由により、委託期間までに委託業務を

完了できないときは、甲に対して、遅滞なくその理由を付して委託期間の延長を求めることができる。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、事実を調査し、やむを得ない理由があると認めたときは、委託期間を延長するものとする。

(損害の負担)

第8条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙の負担とするものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する理由による場合においては、この限りではない。

(履行遅滞の場合における賠償金)

第9条 甲は、乙が、委託期間内に委託業務を完了することができない場合は委託金額につき、遅延日数に応じ年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延賠償金を徴収するものとする。

- 2 前項の遅延賠償金は、甲の乙に対する債務と相殺することができる。
- 3 甲の責めに帰する理由により、第14条第2項の委託金額の支払が遅れた場合には、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ年3.0パーセントの割合で、甲に対して遅延利息の支払を請求することができるものとする。

(義務違反の場合における損害賠償)

第10条 乙は、第16条第5号の場合のほか、自らが本契約に定める義務に違反し甲又は第三者に損害を発生させた場合、甲の算定に基づき当該損害を補償又は賠償する責任を負担するものとする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が甲に対し賠償すべき額について、乙が協議の申し入れをした場合には、これに応じ、乙の義務違反の程度、損害発生の様態及びその他の事情を考慮し、賠償額の減額について協議を行うものとする。

(機密の保持)

第11条 甲及び乙は、本業務における「機密情報」を、本契約に基づき相手方から提供を受ける技術情報及び行政の運営上の情報等で、次の各号に該当するものと定義する。

- (1) 秘密である旨が明示された文書、図面その他の有体物又は電子文書・電磁的記録として提供される情報
- (2) 秘密である旨を告知した上で口頭で提供される情報であって、口頭による提供後遅滞なく当該情報の内容が機密である旨を明示された書面により提供されたもの

- 2 甲及び乙は、別添「機密保持及び個人情報の保護に関する特記事項」に基づき互いに機密情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、本業務を行うに当たり取り扱う個人情報（個人情報の保護に関する法律

第2条第1項に規定する個人情報(いう。)について、別添「機密保持及び個人情報の保護に関する特記事項」に基づき、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講じなければならない。

(検査及び引渡し)

第13条 乙は、委託業務が完了したときは、その旨を書面により速やかに甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項に規定する通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査を行い、検査に合格した後、成果物引渡書により成果物の引渡しを受けるものとする。

3 前項の検査に合格しないときは、乙は、甲の指定した期間内に補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。この場合において、甲は、乙から補正完了の通知を受けた日から起算して10日以内に再検査を行い、再検査に合格した後、引渡書により引渡しを受けるものとする。

(委託金額の支払)

第14条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、所定の手続に従って、委託金額の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、適法な請求を受けた日から起算して30日以内に委託金額を支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第15条 乙が第13条第2項により甲に引き渡した成果物について、甲が種類又は品質に関して契約の内容と適合しない部分(以下「契約不適合」という。)を発見したときは、甲は乙に、相当の期間を定めて契約不適合の修補の請求をすることができる。

2 成果物の契約不適合について、修補が不能な場合又は修補を甲の定めた期間内に乙が完了することができなかつた場合、甲は乙に対して代金の減額を請求することができる。ただし、その契約不適合により契約の目的が達成されない場合は、契約を解除することができる。

3 成果物について契約不適合があつた場合は、甲は乙に、損害の賠償を請求することができる。ただし、契約不適合が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない理由により発生したときは、甲は乙に対して損害賠償の請求をすることができない。

4 甲は、甲の供した材料の性質又は甲の与えた指図によって生じた不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙がその材料や指図が不適當であることを知りながら告げなかつたときは、この限りではない。

5 甲が契約不適合を知つたときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、

契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が契約不適合について引き渡しの時に知り、又は重大な過失により知らなかったときは、この限りではない。

(契約の解除)

第16条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲は賠償の責めを負わない。

- 一 履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき、または、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みがないと認められるとき。
- 二 乙に誠意がなく、完全に業務が完了する見込みがないと認められたとき。
- 三 契約の履行に関し、不正の行為があると認められたとき。
- 四 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。
- 五 本業務を処理するために乙が取り扱う機密情報・個人情報について、乙の責に帰すべき理由による機密情報・個人情報の漏えい等があったとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反し、本業務の目的を達成することができないと認められるとき

(違約金)

第17条 前条各号の規定又は第15条第2項の規定により甲が契約を解除したときは、乙は委託金額の10分の1を違約金として甲の指定する期日までに納付しなければならない。ただし、契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない理由により契約を解除した場合は、この限りではない。

(賃金の変動に基づく契約金額の変更)

第18条 履行期間中において、日本国内における賃金水準に予期し得ない急激な変動が生じ、その結果契約金額が著しく不相当となったと認められるときは、甲又は乙は、契約金額の変更について書面により協議を申し入れることができる。

- 2 前項に基づく申し入れを行うことができるのは、次の各号の要件を満たす場合に限る。
 - (1) 協議申し入れ時点において、本契約の履行期間が2か月以上残存していること。
 - (2) 当該変更額が、変動前契約金額（契約金額から既履行部分に対応する金額を控除した額をいう。）と変動後契約金額（変動後の賃金水準を基礎として算出した変動前契約金額に相応する額をいう。）との差額のうち、変動前契約金額の1000分の10を超える額であること。
- 3 前項に基づく申し入れを行った甲又は乙は、算定根拠資料を添付した変更請求書類を

相手方に提出し、甲乙協議を行うものとする。

4 前項の協議を行った場合、甲は協議の結果を書面により乙に通知しなければならない。

この場合において、乙が当該通知を受領した日から14日以内に書面により異議を述べなかつたときは、乙は当該決定に同意したものとみなす。

(契約外の事項)

第19条 この契約に定めのない事項又は契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各自1通を保持する。

令和 年 月 日

甲（委託者）

住 所 大分市大手町3丁目1番1号
大分県知事 佐藤 樹一郎 ⑩

乙（受託者）

住 所
商号又は名称
代表者氏名 ⑩